

公益目的通報制度を ご存じですか？



「東浦町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（コンプライアンス条例）」では、町民や職員が町の組織内で行われている法令や公益に違反する行為を発見した際に、町や町の外部組織に通報するための手続きと対応方法、通報者の保護などを定めた公益目的通報制度を定めています。

●公益目的通報とは？

職員や町の業務を受託している事業者・指定管理者

などが不正な行為を行つて

いる場合に、それを通報できる制度です。

●どのように通報するの？

通報方法は

①原則実名で

②外部監察員（地方公共団体における法令の遵守に関し優れた識見を有する弁護士）またはコンプライアンス委員会（町の内部組織）のどちらかに通報します。書面（様式不問）または口頭で次の事

てている事業者・指定管理者

- ・申出者の氏名および住所
- ・申出の年月日
- ・申出者の趣旨および理由

- ・要望を出してもなかなかやつてももらえない、対応が遅い、町の制度に不備がある。

- ・外部窓口（外部監察員）
- 荻須総合法律事務所
- 荻須 茂生弁護士
- ☎ 0569(25)0607
- ✉ fax 0569(25)0608
- 住所 千475-0922
- 半田市昭和町1-3
- 森半田ビル 3階

●どんなことでも

通報できるの？

職員、町の業務を受託している事業者、指定管理者の職務に関する法令や公益に反する行為などの不正な行為を行つてている事実を見つけたときに通報できます。ただし、次のような場合は公益目的通報の対象になりません。

・職員の態度が悪い、服装が派手だ。
→その職員の所属長が対応します。

●匿名では通報できないの？

ひばう中傷や他人に故意に損害を与える通報を防止するため、実名による通報をお願いしています。正確な根拠を示す資料などがある場合は、匿名での通報も可能です。

●通報先

コンプライアンス委員会事務局（秘書人事課内）
内線221

✉ fax (83) 9756
aichi-higashura.lg.jp

住所 千470-2192
(住所不要)
間 祕書人事課 内線221

ぶどう畑の 自然色ネット購入補助金



どう畑に設置する方

②自然色ネットを新品で購入する方

※オーナー、フリーマーケットなどによる購入を除く

●補助対象経費

購入費用のうち、実際に使用するネット

●対象

①②に該当する方

補助対象経費の2分の1

(上限3万円)

●補助金の交付

同一年度で1世帯・一体となつてぶどうを生産して

いると町長が認める、ぶどう畑につき1回限り

●その他

・予算額が無くなり次第終了
・令和3年度分は令和4年3月15日までに設置が完

●申込み

事前に問い合わせ先へ相談し、必要書類を問い合わせ先へ

※申請は必ず自然色ネットを購入する前に行うこと

※申請書などは都市計画課で配布または町ホームページからダウンロード

東浦町の特徴的な景観の1つであるぶどう畑の景観に配慮した自然色ネットを設置するぶどう生産者に対し、購入費の一部を補助します。

※自然色ネット：黒や茶色

①自然色ネットを町内のぶ

●補助金額

自然色ネットを設置した面積分にかかるもの

6月中に児童手当「現況届」の提出を!



児童手当の受給者は「現況届」を提出する必要があります。案内文を6月上旬に郵送しますので、届かない場合は児童課へ連絡してください。

ください。公務員の方は、職場で手続きをしてください。感染症予防のため、郵送または「ぴったりサービス」での提出にご協力をお願いします。

■現況届とは

前年の所得の状況と6月1日現在の児童の養育状況などを確認するためのものです。現況届の提出がないと、6月分以降の手当が受給できなくなります。

■児童手当制度概要

家庭などにおける生活の安定に寄与とともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

●対象

町内在住で、中学3年生(15歳になつた後の最初の3月31日)までの児童

童を養育している方

●申請が必要な方

- ①子どもが生まれた方
- ②他の市区町村から転入した方
- ③養育している子どもの住所が変わった方
- ④公務員になった方、公務員でなくなった方

●支給額

児童の年齢	支給額(月額／人)
3歳未満	1万5000円
3歳以上(第3子以降は1万5000円)	1万円

●支給日

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、出生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になつても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがあります。



●マイナンバーカードを使つた電子申請ができるようになりました!

●寄付
児童手当の全部または一部の支給を受けずに、本町に寄付することができます。詳細は問い合わせ先へ。

ひとり親世帯の支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

●対象

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方【支給済み】
- ②公的年金給付等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

●申請期限

6月30日㈬

●必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・パソコン
- ・ICカードリーダー(マイナンバーカード対応のもの)

※マイナポータルとあいち電子申請・届出システムの利用者登録が必要

●共通項目

問児童課 内線145

子育て世帯生活支援特別給付金

ひとり親世帯の支援のため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

●申請方法 ②③の方は令和4年2月28日㈪までに問い合わせ先へ

●給付額 児童1人あたり一律5万円

●申請方法 ②③の方は令和4年2月28日㈪までに問い合わせ先へ

※①の方は支給済みのため手続きは必要ありません。

問児童課 内線140



夏休み期間中の 石浜西児童クラブ加入希望者募集



加入の可否を決定
により加入できない場合
などあり

後5時に石浜西児童館で
配布

●石浜西児童クラブ以外の
児童クラブの募集

- 対象 小学1～6年生で、保護者などが就労により、昼間留守となる家庭の児童
- 対象期間 7月20日(火)終業式後～8月31日(火)
- クラブ費 月額1万円(8月分)
※7月20日以降に加入する場合、7月分は3000円
- その他 申し込み受付後に審査し、

- 申込み 6月21日(月)～26日(土)の午前9時30分～午後5時に申込書を問い合わせ先へ
※申込書は6月14日(月)～19日(土)の午前9時30分～午
- 注意 ※正午～午後1時は受付不可
※午後5時以降の受付を希望する方は問い合わせ先へ
より受付時間を過ぎた場合は配布および受付不可

園芸を楽しんでいる方へ



自宅の庭や家庭菜園などで園芸を行っていると、気づかぬうちに周囲に迷惑をかけていることがあります。次の点に注意して、園芸を楽しみましょう。

●自宅の庭など

- ・日頃から雑草、害虫対策はこまめに行い、除草剤や農薬に頼らない方法を考える
- ・牛ふん、鶏ふんなどの臭いが発生する肥料は、覆土やビニールシートをかぶせるなど、臭いを抑えます
- ・方法をとる

問環境課 内線282

雑草の刈り取りや樹木のせん定、竹林の管理を定期的に！



土地の管理を適切に行うのは所有者、管理者の責務です。特に空き地はすぐに雑草が茂り、蚊や毛虫、カーメムシなどの害虫が発生するほか、道路の見通しが悪くなることで、交通事故を誘発する原因にもなります。

また、雑草が茂っている土地では、ごみの不法投棄がしばしば見受けられます。不法投棄された場合、土地の所有者は、不法投棄ごみの処理をご自身でしなければなりません。

定期的に土地の状況を確認し、自身で刈り取るか、事業者に委託して適正な管理をしましょう。雑草だけではなく、各家庭の庭木や竹林を持つていての方は、道路や隣地にはみ出している場合、せん定や伐採を行うなど他の人の迷惑防止や事故防止に努めるとともに、生物多様性の保全と持続可能な社会作りにつなげていきましょう。

問環境課 内線282

6月5日は「環境の日」



普段の生活で、省エネ機器への買い替えを行う、節電に心掛けるなど、私たち1人ひとりでも環境にやさしい行動を心がけましょう。自らの生活・行動を見直し、生物多様性の保全と持続可能な社会作りにつなげていきましょう。

問環境課 内線282

ばなりません。

すでに定員に達しているため、夏休み期間中の募集は行いません。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問石浜西児童館
(84)3222